

## 監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	土木部
監査の種類	平成30年度 定期監査（30監第21号 平成30年7月20日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成30年10月5日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 収入事務 道路占用料に係る収入事務において、占用料の算出に誤りのある例が認められた。	平成30年 10月5日
2 支出事務 土地の賃貸借に係る支出事務において、過誤払金整理票によるもどし入れの措置が直ちにとられていない例が認められた。	平成30年 10月5日
意見又は要望とする事項	
特定事項（河川洪水ハザードマップの配布・周知について）	平成30年 10月5日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 収入事務</p> <p>道路占用料に係る収入事務において、占用料の算出に誤りのある例が認められた。</p> <p>【事例1】 1月未満の占用料の算出誤り</p> <p>※ 平成29年12月4日付けで行った足場設置に係る道路占用許可に伴う道路占用料について、その占用期間が平成29年12月4日から平成30年1月2日までであることから、市道路占用料条例第4条及び別表備考の規定により、1か月分として算出した額に1.08を乗じて得た額とすべきところ、1.08を乗ずることなく占用料を算出していた。</p> <p>【事例2】 占用期間の算出誤り</p> <p>※ 平成30年1月22日付けで行った共同溝養生用鉄板敷に係る道路占用許可に伴う道路占用料について、その占用期間が平成30年2月1日から同年3月2日までであることから、市道路占用料条例第4条の規定により、1月未満の端数を1か月分とし、合わせて2か月分として算出すべきところ、期間全体を1月未満として占用料を算出していた。</p> <p style="text-align: right;">(道路管理課)</p>	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>【事例1】</p> <p>平成28年2月19日付け27管号外「公有財産に係る事務処理の留意点について(通知)」にて通知があった1か月の定義について確認を怠ったため、1月未満として1.08を乗じるべきところを乗じておりませんでした。</p> <p>【事例2】</p> <p>平成28年2月19日付け27管号外「公有財産に係る事務処理の留意点について(通知)」にて通知があった1か月の定義について確認を怠ったため、2か月とすべきところを1か月と認識を誤ったものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>【事例1】</p> <p>差額35円については、平成30年7月30日に申請者に占用料の算出誤りを説明し、同日に処理を行いました。</p> <p>【事例2】</p> <p>差額1,417円については、平成30年6月29日に申請者に占用期間の誤りを説明し、同年7月5日に処理を行いました。</p> <p>【改善した内容】</p> <p>今回指摘のあった占用料金の1.08掛け及び占用月数の算出については、これまでシステムに月数を直接入力しておりましたが、再発防止策としてシステムを改修し、占用月数を自動入力方式に改善します。このことにより、ケアレスミスを防ぎ、適正に事務処理が行えることとなり、さらに、従来通り手計算による算出も行い、チェック体制の強化に努めて参ります。</p>
<p>2 支出事務</p> <p>土地の賃貸借に係る支出事務において、過誤払金整理票によるもどし入れの措置が直</p>	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>地権者から返納の了解を得られるまで期間</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>ちにとられていない例が認められた。</p> <p>※ 平成29年度市営住宅敷地借地料については、平成29年4月に支払いがなされた後、同年6月20日付けで原契約の一部を変更する契約を締結し、賃借料を減額したうえで差額を返納するものとしていることから、市財務規則第103条第1項の規定に基づき、直ちに過誤払金整理票によるもどし入れの措置をとらなければならないが、同年12月14日に起票されていた。【類例2件あり】</p> <p style="text-align: right;">(住宅営繕課)</p>	<p>を要するなどしたことから、起票が遅れたものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>契約解除にあたり地権者等と解除日や返納について協議を行うと共に、事務処理にあたっては、複数の職員によるチェック体制を整えました。今後は適正な事務執行に努めて参ります。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>特定事項（河川洪水ハザードマップの配布・周知について）</p> <p>河川洪水ハザードマップは、河川が大雨により増水し、堤防が決壊した場合の浸水予測にもとづき、浸水する範囲とその程度ならびに各地区の避難可能な施設を示した地図である。その前提となる浸水想定区域については、これまで50～70年に一度発生する規模の降雨とされていたものが、平成27年度の水防法改正により、1,000年に一度発生する規模に見直されており、県が順次、見直し後の浸水想定区域を指定し、それにもとづき市がハザードマップの更新を行う予定となっている。</p> <p>平成29年度においては、夏井川水系小川地区（夏井川）のハザードマップについて作成したが、地区住民への配布や市ホームページへの掲載等については、今後、関係機関等と調整のうえ進めていきたいとして、未実施のままとなっている。</p> <p>浸水範囲、浸水深とも拡大された内容となっていることから、地区住民に対する水防法改正の背景も含めた説明はもとより、必要に応じて関係機関との協議を行うなど、周知の手続きに慎重を期す必要があることは理解される。</p> <p>しかしながら、実際の大雨時には、随時、状況に応じた情報提供や避難誘導等を行うとはいえ、ハザードマップは主に住民等の避難に活用されることを目的に作成されるものであり、すみやかに周知することが望ましい。</p> <p>水防法に定められた市の責務のほか、「水害ハザードマップ作成の手引き（国土交通省）」においては、その周知・活用の重要性についても明記されており、作成・配布にとどまらず、ハザードマップの目的、記載事項、見方・使い方等について説明会の開催等も求</p>	<p>小川地区の河川洪水ハザードマップについて、早期に配布・周知するため、県などの関係機関との調整を行い、9月28日の小川地区行政嘱託員（区長）連絡協議会において、更新した内容の説明を行った結果、地区住民へのマップの配布について、了承されたことから、今後、配布していく予定であります。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>められている。平成30年度以降には他地区でハザードマップを作成することとしており、マップに対する市民の理解を深め、地域防災に関する意識向上を図るためにも、小川地区分の周知について早期に対応されることを望むものである。</p> <p>(河川課)</p>	